

和 調 第 4 9 号  
平成21年4月30日  
(2009年)

業 者 各 位

和歌山市財政局財政部調達課長

小規模修繕業者名簿の登載に係る申請方法の変更について（お知らせ）

このことについて、和歌山市が発注する小規模修繕契約を希望する事業者であって、和歌山市内に本店を置く方に係る名簿への登載を希望される場合の申請方法を随時の申請による受付に変更しますのでお知らせします。

#### 1 随時受付審査の内容

- (1) 小規模修繕業者名簿を年に一度だけ更新していたため、最大で約1年間登載することができなかった従来の事例が、随時の申請による受付を行うことにより、年度の途中で登載することができるようになります。
- (2) 小規模修繕業者名簿は、4か月に一度更新することとします。
- (3) 定期申請以外の随時申請において、2月15日、6月15日、10月15日までに申請があった方は、翌月1日から小規模修繕業者名簿に登載することができます。  
ただし、15日が休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ）になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日までに申請があった方を翌月1日から小規模修繕業者名簿に登載することとします。
- (4) 持参により申請することとし、郵便、信書便又は電送による申請は受け付けません。

#### 2 申請及び登載期間の参考例

別紙のとおり

#### 3 実施時期

平成21年5月1日以降随時

#### 4 その他

定期申請とは、現在、小規模修繕業者名簿に登載されている方を含め小規模修繕契約を希望されるすべての方が、3年ごとの定められた期間に申請を行い、審査を受けて小規模修繕業者名簿へ登載する申請のことをいいます。この場合における登載有効期間は3年です。

また、次期定期申請までに随時申請を行い、小規模修繕業者名簿に登載を希望される方の登載有効期間は3年ではなく、**その直前の定期申請において小規模修繕業者名簿に登載された方の登載有効期限の日と同じ日が登載有効期限となりますのでご注意ください。**

今回、定期申請による申請ではありませんが、小規模修繕業者登載名簿に登載を希望される方で、平成21年6月15日までに申請を行った方については、定期申請による申請があったものと考え、登載有効期間は3年とします。なお、現在、小規模修繕業者名簿に登載されている方については、小規模修繕業者名簿登載通知書に記載している期間が登載有効期間となりますのでご注意ください。



申 請 期 間	有 効 期 間	審査基準日
① 平成21年5月1日から 平成21年6月15日まで	平成21年7月1日から 平成24年6月30日まで	(3年) 平成21年1月1日
② 上記①に係る申請の受付終了日の翌日から 平成21年10月15日まで	平成21年11月1日から 平成24年6月30日まで	(2年8か月) 平成21年5月1日
③ 上記②に係る申請の受付終了日の翌日から 平成22年2月15日まで	平成22年3月1日から 平成24年6月30日まで	(2年4か月) 平成21年9月1日
④ 上記③に係る申請の受付終了日の翌日から 平成22年6月15日まで	平成22年7月1日から 平成24年6月30日まで	(2年) 平成22年1月1日
⑤ 上記④に係る申請の受付終了日の翌日から 平成22年10月15日まで	平成22年11月1日から 平成24年6月30日まで	(1年8か月) 平成22年5月1日
⑥ 上記⑤に係る申請の受付終了日の翌日から 平成23年2月15日まで	平成23年3月1日から 平成24年6月30日まで	(1年4か月) 平成22年9月1日
⑦ 上記⑥に係る申請の受付終了日の翌日から 平成23年6月15日まで	平成23年7月1日から 平成24年6月30日まで	(1年) 平成23年1月1日
⑧ 上記⑦に係る申請の受付終了日の翌日から 平成23年10月15日まで	平成23年11月1日から 平成24年6月30日まで	(8か月) 平成23年5月1日
⑨ 上記⑧に係る申請の受付終了日の翌日から 平成24年2月15日まで	平成24年3月1日から 平成24年6月30日まで	(4か月) 平成23年9月1日
定期申請（業者名簿の作成）・・・全業者対象 （平成24年度（2012年度）定期受付審査）	※平成24年7月1日から 平成27年6月30日まで	(3年) 平成24年1月1日

※随時申請に係る要領等については、和歌山市ホームページに掲載します。（有効期間の別で随時更新します。）

※2月15日、6月15日、10月15日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日までとします。

※受付終了日の翌日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日からとします。

※定期申請の受付期間、申請要領等は未確定のため、決定次第、和歌山市ホームページに掲載することによりお知らせします。